

札幌市生活環境の確保に関する条例 化学物質適正管理の手引

令和5年4月 改訂

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境対策課

目次

1	はじめに	
(1)	はじめに	2
(2)	語句の説明	3
(3)	法及び条例に基づく届出・報告要件の比較	4
(4)	概要図	5
2	法及び条例に係る届出対象事業者の判定手順	
(1)	排出量等の報告対象事業者判定フロー図	6
(2)	化学物質自主管理マニュアルの提出対象事業者	7
(3)	対象業種	7
(4)	常時使用従業員数	9
(5)	燃料として消費する灯油又は重油に含有される物質の取り扱い	9
(6)	対象物質	10
3	報告書記入要領	
	様式 16 (特定管理化学物質排出量等報告書)	12
	別紙	15
4	排出量等の考え方及び算出方法	
	排出量等の考え方	
	ア 使用量	18
	イ 製造量	18
	ウ 製品としての出荷量	18
	エ 環境への排出量	18
	オ 事業場外への移動量	19
5	化学物質自主管理マニュアルの作成	
(1)	マニュアル提出の要件	20
(2)	化学物質自主管理マニュアルの記載例	21